

---

---

令和 4 年度狛江市人権尊重推進会議からの  
意見への対応について

---

---

狛 江 市  
令和 5 年 6 月

## 目次

---

---

令和4年度狛江市人権尊重推進会議からの意見について.....	1
子どもの人権.....	2
女性の人権.....	5
障がいのある人の人権.....	7
高齢者の人権.....	9
外国人の人権.....	11
性的マイノリティの人権.....	12

## 令和4年度狛江市人権尊重推進会議からの意見について

狛江市人権尊重推進会議から令和5年3月に市の人権施策に係る令和3年度の実施計画に対する評価及び意見が提出されました。

評価及び意見については、狛江市人権施策推進指針で分類した分野（①子ども、②女性、③障がいのある人、④高齢者、⑤外国人、⑥性的マイノリティ）について、取りまとめられています。

本報告書では、狛江市人権尊重推進会議からいただいた意見への市の対応について示しています。

## (1) 子どもの人権

### 人権尊重推進会議からの評価及び意見

子どもの人権施策については、人権課題についての周知・啓発活動を行い、研修等の取組も概ね実施されており、相談・支援体制も多角的な取組が実施されている。

子どもの権利条約では、子どもたち一人ひとりの人としての権利や自由を尊重し、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」が規定され、家庭や社会生活等のあらゆる分野において、子どもの最善の利益を考慮しなければならないとされており、こういった視点をもって市の施策を確認していただきたい。このうち、「参加する権利」については、子どもが自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができるというものであり、人権という問題について子どもが主体となって考える場として、人権教室、人権メッセージ、人権作文等は非常に有意義な取組であり、今後もこういった取組を進めていただきたい。子どもが権利を持つ主体者であるということを大人が理解しておかないと、大人が子どもを枠にはめることになる。大人が気を付けていないと見守りではなく監視になってしまい、それが子どもを傷付けることにも繋がってしまうので、子ども自身がこれらの権利を有し、主体者であるということを理解することが必要である。そのためにも実際に行われている施策で人権メッセージ発表会や子ども議会等があるが、子どもの発達に応じて、一生懸命やっていることを大いに評価することが大切である。一方、高校生世代の人権啓発や人権施策への取組が少ないように感じるが、高校生であれば人権についてより深く理解し自分の問題として十分に考えられる年齢であることも考慮して、中学校卒業後も市としてどのような働きかけができるか検討していただきたい。

民法の改正により親権者による子どもへの懲戒権の規定が削除され、「子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。」とする子どもの人格の尊重に関する規定が新たに加えられたが、市の施策の中でも体罰やいじめ、児童虐待等を許さない、起こさせない地域づくりが必要である。また、施策の方向性に「自己の大切さとともに他者を思いやり、認めることにより、互いの人格を尊重し合い、いかなる差別や偏見を許さない人権感覚を育みます」とあるが、「差別や偏見」だけでなく「体罰も許さない」というメッセージを社会全体に伝えていく必要がある。

相談・支援体制については、子育て家庭にとって垣根の低い相談しやすい窓口として、ひだまりセンターでの総合相談、発達や障がいに関する相談、いじめ・不登校に対する教育相談がある。また、ひとり親家庭の相談や育児相談等があることや、相談内容に応

じて必要な機関に繋ぐことができる体制が整っていることなど、多様な取組が実施されていることから、人権擁護のために必要とされる体制が概ね整っている。

学校における不登校児童・生徒の出現率が小学生、中学生ともに上がっており、特に中学生の出現率が上がっている。市では、教育支援センターでの相談事業や適応指導教室等での取組が行われているところであるが、引きこもりや不登校ではなく、学校には行けるが教室には入れない子どももおり、学校の先生方は多忙なため、一人ひとりの子どもの状況を十分に把握できているか気になるところであるため、そういった課題のある子どもたちをケアすることができる人員等の充足が必要ではないか。

また、昨今の物価高騰の中で各家庭への経済的負担による子どもへの影響は大きい。子どもがいきいきと生活できることが理想であることから、子どもの人権を考えるにあたってはそういった視点も持つておくべきであり、子どもが教育を受ける権利を実質的に保証できるような支援が必要である。

#### **意見に対する対応等**

- ◇ 人権教室、人権メッセージ、人権作文等については、次代を担う子どもたちが人権について考えることができる貴重な機会であることから、学校と連携して今後も継続して実施するとともに、その取組を市ホームページ等で周知を図っていきます。
- ◇ 子どもの「参加する権利」について、地域課題解決型子ども議会事業に加え、高校生世代についても子どもたちが主体的に地域の行事等に参加するための仕組みについて検討します。また、子どもたちの権利の保障や心も体も健やかに育つ環境整備のために、その理念を市全体で共有する仕組みとして（仮称）子ども条例を制定することとし、その内容について検討します。
- ◇ 11月は児童虐待防止月間として位置づけられています。期間中は、市役所2階ロビーを利用して市民に対しての啓発活動を行っており、これを継続していきます。  
毎年5月5日から児童福祉週間と定められており、同週間は、子どもや家庭、子どもの健やかな成長について社会全体で考えることを目的としています。体罰は子どもの心身の健やかな育ちを妨げる許されざる行為です。同週間の趣旨に則り、子どもの健やかな成長のため、体罰は許されないものであると広報活動を通じて啓発していきます。
- ◇ 不登校及び不登校傾向の児童・生徒が増加している現状において、教室に入ることには出来ないが別室であれば登校できる児童・生徒にとって、校内に安心して過ごせる居場所を確保することは極めて重要なことと言えます。これに対応し、生徒の教室復帰の基盤を築くべく、令和5年度から一部の中学校において校内別室指導支援員配置事業を実施します。教室以外

の別室を確保したうえで、生徒の学習面や生活指導をフォローできる支援員を配置、学びの継続や社会的自立に向け、一人ひとりの状況に応じて適切に支援を充実させます。

- ◇ 各学校における不登校対策をより効果的に推進するため、不登校・教育相談対策委員会や、生活指導主任会等での対応事例の共有を進めます。特に令和5年度の不登校・教育相談対策委員会では、スクールカウンセラー連絡協議会と合同で開催することにより、都費スクールカウンセラーを交えての情報交換や協議を行えるようにします。また、年3回登校支援シートの作成・提出を各学校に依頼し、不登校児童・生徒に対するアプローチや関係機関との連携に関する振り返りを行えるようにします。
- ◇ 生活に困窮する方からの相談窓口として、「こま YELL（エール）」（生活困窮者自立相談支援機関）を設置しています。こま YELL の事業のひとつとして、「子どもの学習・生活支援事業」があり、生活に困窮する世帯の小学生・中学生を対象とした学習支援とその世帯の生活上の課題を解決するための相談援助を一体的に実施しています。
- ◇ 子どもがいきいきと生活していくための支援をしていくためには、子どもの貧困対策についても取り組んでいく必要があります。居場所づくりや学習の場などの体験の貧困にも着目して各種施策を推進していきます。また、子どもたちの権利の保障や心も体も健やかに育つ環境整備のために、その理念を市全体で共有する仕組みとして（仮称）子ども条例を制定することとし、その内容について検討します。

## (2) 女性の人権

### 人権尊重推進会議からの評価及び意見

女性の人権の意義や女性の人権課題の背景等について正しく理解するための周知・啓発が行われ、職員等の人材育成のための研修等に取り組まれている。また、女性の人権擁護のために必要とされる相談・支援体制が講じられ、問題解決に向けた庁内、関係機関との連携体制が図られているなど、女性の人権に関する施策について概ね評価できる。

母子・父子自立支援員への相談については、件数が多い一方で、女性のためのカウンセリングの相談件数が少なく、そのギャップが大きいところである。相談内容が異なるところではあるが、女性のためのカウンセリングは、電話予約が必要であり、相談の心理的なハードルが高いことも考えられるため、SNS等で予約できるようにすることも検討するべきではないか。また、女性関係の相談件数が少ないのは、公的機関への相談に心理的なハードルの高さを感じることも考えられるが、悩みや問題を抱えている方に対して、相談窓口をただ増やせば良いという問題ではないと思われる。それを解消するためには、身近な地域の居場所で安心して過ごせるということや、この人なら頼れると思っただくことが必要である。子育て中の女性に対する相談や居場所はいくつかある一方で、子育て中ではない女性の相談先や居場所は少ない状況である。まず当事者にとって信頼できる人との関係づくりが重要であり、安心して過ごせる居場所から相談に繋げていくことが必要ではないか。生きづらさを感じている女性のための居場所活動に立ち上がった事例もあり、行政としてそのような活動を支援していくことができると市への相談に繋がっていくものと思われる。

女性の就労支援に関して、女性のための働き方セミナーが実施されているが、働き方セミナーは参加者数が少ないため広報の仕方の工夫や参加しやすい方法について、女性の意見を汲み上げていただきたい。ただ、本格的にスタートアップするのであれば実施回数が2回というのは少ないと思われる。法務省が「ビジネスと人権」を重視していることもあり、事業者に対して人権に関するアンケートを出すことによって、どのような意識で人権を考えているのかが分かり、広報するよりも啓発の効果があるのではないか。

報告書に記載のない分野として、女性の労働環境や就労環境の問題、居場所の確保などがあり、今後の課題としてそれらの施策の中で市としてできることがあるか検討していただきたい。

### 意見に対する対応等

- ◇ 女性のためのカウンセリングの実施回数を増やすとともに、予約方法を電話以外にもホームページ上からオンラインで申請できるように見直しました。
- ◇ 生きづらさを抱えている女性からの相談に繋がるよう、安心して集まれる居場所となるような活動をしている団体との連携等に向けて検討するとともに、関係機関も含めて相談先の周知に努めます。
- ◇ 女性の就労支援に向けて、入門セミナー 1 回、スタートアップセミナー 2 回連続講座、ビジネススキルセミナー 1 回と拡充して実施しました。また、スタートアップセミナーの受講者には、自宅でのトライアルプログラムとして、依頼の多い在宅ワークメニューのデモ環境を用意し、座学だけで終わることのない内容としました。

周知については、令和 4 年度は「新年のはじまりに新しいチャレンジを応援！」をキャッチコピーに、参加者の参加意欲を高め、SNS での発信を強化するとともに、スーパーなど生活に根ざした場所へポスター掲示の協力を依頼した結果、延べ 86 人の方に参加いただくことができました。

引き続き、内容の充実を図るとともに、対象者がより参加しやすい方法について、随時見直しながら進めます。
- ◇ 人権に関する意識調査を実施する際に、事業所に対してもアンケートを実施するなど事業所に対する人権意識の周知・啓発に努めます。



### (3) 障がいのある人の人権

---

#### 人権尊重推進会議からの評価及び意見

障がいのある人の人権施策として、相談・支援体制の整備や、パラスポーツを通じた障がい者への理解促進の取組が図られつつある。

障がいのある人の自立や社会参加に向けた取組として、地域のコミュニティの中で障がいのある人が一緒になって取り組める場所が重要である。当事者の居場所としてのチャレンジ青年学級やパラスポーツに多くの方が参加している点など評価できるところであるが、広く市民が障がいのある人との共生がより身近に感じられるよう、市民への理解促進や啓発を様々な機会を捉えて行っていただきたい。また、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた公共施設の整備が進められており、より進んだ整備基準の全てを満たしている施設に「狛江市福祉環境整備基準適合証（やさしさマーク）」を交付している。このような取組をより多くの市民に知っていただき、目に触れることも障がいのある人への理解に繋がるものと思われる。

相談・支援体制が整いつつある中で、当事者やその家族が相談員を担う身体障がい者相談等は相談件数が少なくなっているものの、ピアカウンセリングの機能もあり、精神的な支えになっていると考えられる。また、精神保健相談は、医療未受診の方や家族が相談できる場としても重要な機会であり、障がいのある人に限らず様々なこころの不安等にも対応することができる必要な施策である。

障がい福祉は、制度自体が非常に複雑なため、情報をまとめて伝えるということ自体に難しい面もあるとは思われるが、市の「障がい者（児）福祉のしおり」はボリュームがあり、特に当事者に伝わりやすい手法で届ける必要がある。また、ショートステイや一時的な預かり等による保護者等のレスパイトの部分は市内には資源が少ないところであるが、資源が少ない分野についても、近隣自治体や関係機関も含めて、どこに行けば良いかというような情報の充実も図っていただきたい。

### 意見に対する対応等

- ◇ 狛江市スポーツ推進計画に基づき、障がいのある人がスポーツに親しめる場を確保すること等により、引き続き障がい者スポーツの推進を行うほか、広く市民が障がいのある人との共生がより身近に感じられるよう、パラスポーツの体験等を通じて市民への理解促進や啓発を行います。市民が「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」スポーツをする環境づくりを進めるため、様々な部署や団体との連携を深めます。
- ◇ 身体障害者手帳等交付の際に、窓口において利用できる可能性のあるサービスについて御案内しています。
- ◇ 保護者のレスパイト等に係るショートステイや一時的な預かり等の市内に資源が少ない分野については、医療的ケア児支援コーディネーターからも周知を行っています。刊行物と併せて窓口、コーディネーター等から障がい福祉に関する情報提供を行っていきます。

## (4) 高齢者の人権

### 人権尊重推進会議からの評価及び意見

高齢者の相談・支援体制については、認知症地域支援推進員の配置や、もの忘れ相談会の実施など、認知症の当事者及び介護する家族向けに様々な取組が行われている。また、介護予防については、介護予防活動推進事業やオンライン介護予防事業など様々な事業が実施されており概ね充実している。

高齢者の社会参加に向けた取組として、仕事をリタイアされ、ノウハウをたくさん持っている世代の方々が地域には多く居住しており、働きたいという気持ちや自分の経験を地域に生かしたいという思いがある方々に対する活躍の場づくりが課題である。仕事をリタイアした後は地域との繋がりが少ない人もいるため、どのようにして地域で活躍できる場を作れるかという点に工夫が必要である。一方で、地域の活動団体では新たな担い手を求めており、そういったニーズとマッチングできるプラットフォームとして、市民活動支援センターのようなところがその役割を担えると上手く循環させることができるのではないか。また、地域での人材確保を考えた場合、仕事をリタイアされた方々は様々なスキルを持っている方も多く、その力を活用することで地域との繋がりが増え、若い世代とともに地域活性の底上げに貢献することができ、高齢者が個人として尊重され、生きがいを持つことができる地域共生社会の実現に繋がるものであり、そういった方々が地域に入っていける居場所づくりや仕組みづくりが重要である。

高齢者が住み慣れた地域で引き続き生活するうえで、文化的で最低限の生活を営むために必要な住居や移動手段の確保が求められる。狛江市内においても地域によってはバスが近くを通っておらず、便数が少ない等で移動に不便を抱えている高齢者がいる。今後の高齢化の進行に向けては、まちづくり全体を見ての高齢者の人権保障という観点で、生活に必要な移動を支援するための仕組みが更に必要になってくると思われるため、他自治体で実施されている取組についても研究をしていただきたい。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市は特殊詐欺被害防止への取組として自動通話録音機の貸与など、これまで様々な防犯対策を行っている。しかしながら、これまでになかったようなケースも発生しており、高齢者の人権保障ということで考えると犯罪が起きない、安心して暮らせるまちづくりが大切であり、引き続き防犯対策の強化に取り組んでいただきたい。

### 意見に対する対応等

- ◇ 市民活動支援センターにおいて、令和 5 年度から新たな担い手の掘り起しや市民活動の裾野を広げるために講座等の充実を図るとともに、Twitter に加え、新たに L I N E を活用し、積極的な情報発信を行います。
  
- ◇ 単身世帯等と支援を必要とする高齢者が増加する中、生活支援の必要性の増加とともに生活支援の担い手の確保が求められているため、社会参加に意欲のある高齢者の知識や経験を活かし、地域貢献活動に参加できるよう支援します。  
また、介護予防の観点からも、役割のある形での社会参加の促進に向けた支援が求められており、高齢者の就労的活動へのマッチング支援等を行うことで、社会参加に繋がります。
  
- ◇ 狛江市地域公共交通会議を含め、近接自治体・運行事業者との連携だけでなく、他自治体との情報交換や情報共有については、今後も継続して行います。
  
- ◇ 特殊詐欺被害防止の取組としては、自動通話録音機の貸与、安心安全情報メールや防災行政無線による注意喚起を引き続き実施していきます。  
また、調布警察署や調布市と連携した取組、安心安全通信や防犯講演会、地域による青色パトロール等を通じて特殊詐欺以外の犯罪全般について周知啓発を行うとともに、令和 5 年度から開始の住宅等防犯対策補助金により、市民による防犯対策の強化を推進します。

## (5) 外国人の人権

### 人権尊重推進会議からの評価及び意見

市には、約1,300人、56か国の外国人が住んでいるということであるが、外国人も地域で安心して暮らすことができる環境づくりが必要である。

人権教育研修会の実施や、小・中学校の道徳の授業で人権課題「外国人」を取り上げるなど、差別を引き起こさないための人権意識の向上を教育・啓発事業として実施している。

外国語通訳ボランティア派遣や学校における日本語指導員派遣等の制度は整備されているが、その利用が少なかったという結果は、支援が必要ではなかったのか、それとも市の情報提供や周知が不十分であったためなのか等を検討していただくとともに、日常生活での困りごと等について、本当に支援が必要な方はどの程度いるのかについてさらに把握する必要がある。また、窓口業務では多言語自動翻訳機を活用しているところであるが、生活言語について外国人にも分かるように配慮したやさしい日本語の活用や普及に努めることが求められる。差別や偏見のない多様な文化への理解を深めるような交流の機会を作ることにより相互理解の促進を図っていただきたい。

### 意見に対する対応等

- ◇ 外国人住民が生活するうえで困っていることなどの現状を把握し、これからの市の行政サービスに役立てるため、市内在住外国人へのアンケート等の実施に向けて検討します。
- ◇ 日本語指導員派遣事業について、令和3年度は3人（指導延長を含め延べ4件）の利用でしたが、令和2年度は8人（指導延長を含め延べ13件）、令和4年度は9人（指導延長を含め延べ16件）の利用がありました。過去3年で8割の学校が利用していますが、教育管理職の転出入もあるため、適宜本事業に関する情報を発信していきます。
- ◇ 令和5年度は行政提案型市民協働事業として市民団体と連携し、日本語の支援を必要としている児童や生徒、保護者等に対象に生活言語の取得に向けた支援を行います。
- ◇ 多文化共生社会の実現に向けて、国籍が異なる人々が、互いの文化的違い等を認め合い、対等な関係を築くことが必要であり、国際交流協会等と連携し多様な文化への理解を深める交流の機会を作るとともに、やさしい日本語の活用について、他市の事例を研究します。【

## (6) 性的マイノリティの人権

---

### 人権尊重推進会議からの評価及び意見

性的マイノリティについて正しく理解することが必要であるが、当事者やその家族はまだまだオープンにしにくい環境であると思われる。学校では人権の前提である道徳の授業において、性的マイノリティの人権について理解を深める内容の授業が実施され、保健体育科保健分野で性に関する指導を通じて理解と認識を深めるなどの取組が行われている。

東京都のパートナーシップ宣誓制度が始まったことで、これに対応する制度を整える企業が増えており、以前に比べると社会的にも認知が進んでいると思われるが、市としても正しく理解するための周知・啓発について充実を図っていただきたい。

性的マイノリティの方やその家族は、まだまだオープンにしにくい環境であると思われる。当事者の意見を聴取できるような機会が確保されれば、個別具体的な人権課題が出てくるのが当然考えられるため、その対応が必要になった際にどのような施策が必要であるかが今後求められる。しかしながら、ある程度の専門性も必要になってくるため、外部の専門家を取り入れることや、当事者であるピアサポーターの存在もとても大きいところであるが、市で独自の相談窓口がないとしても関係機関の相談先を周知するなどの取組も進めていただきたい。

性別欄の記載は、自分の性別に違和感がある場合でも性自認と異なる性別の記載を求められ、精神的苦痛を伴う場合があるが、市では、採用試験において性別記入を廃止しており、このような配慮が性的マイノリティへの理解を深めることに繋がるものであり、性別に関わりなく自分らしい生き方ができる社会の実現に向けた取組の一環としても進めていただきたい。

### 意見に対する対応等

- ◇ 東京都パートナーシップ宣誓制度の周知を行うとともに、東京都パートナーシップ宣誓制度における受理証明書を活用し、市制度へ適用していくこととし、市職員の扶養手当及び育児休業、介護休暇等の休暇制度の要件並びに高齢者住宅の入居者の資格にパートナー関係にある者を加える条例改正を行いました。
- ◇ 当事者を講師とした LGBTQ に関する職員研修を実施し、全ての職員が人権を侵害されることなく安心して働くことのできる職場づくりのために守るべきことや、性別に関わりなく誰もが活躍するために必要なことについて学ぶ機会としました。
- ◇ 令和 5 年度から性的マイノリティの方も対象とする「こころのカウンセリング」を始めるとともに、市 H P において関係機関の相談先の周知を行っています。
- ◇ 多様な性が尊重される中、性別情報を取得する場合は、その必要性を考慮した上で、性別欄そのものを廃止することや、「男」「女」に加え「その他」も選択できるようにすること、性別の記入が任意であるようにすることなど、性別欄が存在することでハラスメント等に通じる困難に直面する人たちに配慮します。

登録番号 R5-8

令和4年度狛江市人権尊重推進会議からの  
意見への対応について  
令和5年6月発行

発行 狛江市  
編集 企画財政部 政策室  
狛江市和泉本町一丁目1番5号  
電話 03-3430-1111  
印刷 庁内印刷  
頒布価格 無償